

2020年1月6日からハローワークの利用方法が変わります

2020年1月6日に、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなります。

- ポイント① 新サービス「求人者マイページ」で、会社のパソコンから求人の申込みができます
- ポイント② 新しい求人票で、より詳細な情報を求職者に提供できるようになります

会社のパソコンから、求人申込みや内容変更などの手続きを行えるようになります

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから次のサービスを利用いただけます。

- ※ 「求人者マイページ」を開設するには、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。
- ※ 「求人者マイページ」を開設するにあたり、ログインアカウントとして使用するメールアドレスが必要です。

○ 求人申込み

- ※ 申込み内容をハローワークで確認後に受理・公開します。
- ※ 次の要件に該当する場合は、マイページでの求人情報の入力（仮登録）後、14日以内にハローワークにお越しのうえ、本登録の手続きを行う必要があります。

- ・ マイページを通じて初めて求人者申込みの場合（窓口でマイページ開設手続きを行った場合を除く）
- ・ 2020年1月以降、初めて障害者求人者申込みの場合
- ・ 2020年1月以降、初めてトライアル雇用求人者申込みの場合
- ・ 2020年1月以降、初めて障害者（短時間）トライアル雇用求人者申込みの場合
- ・ 過去1年間に求人者申込みしていない場合
- ・ マイページを通じて派遣・請負求人者申込みの場合
- ・ その他、ハローワークが必要と認める場合

求人申込み（仮登録）の入力画面イメージ

○ 申し込んだ求人内容の変更、求人者の募集停止、事業所情報の変更など

- ※ マイページから求人内容の変更などのサービスが利用ができるのは、2020年1月以降に受理した求人者に限ります。

○ 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

- ※ ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）だけでなく、ハローワークインターネットサービス上でも公開できるようになります。

○ ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用・不採用）を登録（ハローワークに連絡）

- ※ 紹介状の確認や選考結果の登録ができるのは、2020年1月以降に受理した求人者に限ります。
- ※ 求人が無効となった場合、紹介状の確認、選考結果の登録はできなくなります。

○ メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）

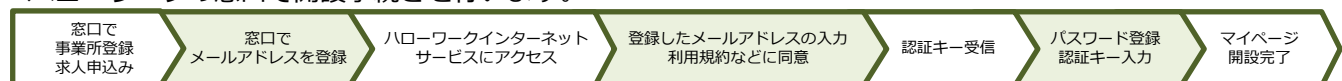
- ※ メッセージ機能を活用して応募者とやりとりできるのは、2020年1月以降に受理した求人（有効中）で、応募者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。

○ 求職情報検索

- ※ 有効中の求人がない場合は利用できません。
- ※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件などの求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報を検索できます。氏名、連絡先など個人が特定される情報は公開されません。なお、求職者に対して直接リクエスト（求人への応募依頼）することはできません。ハローワークで求職者の希望条件などを確認したうえでご案内しますので、ハローワークにご相談ください。

<マイページ開設手順>

ハローワークの窓口で開設手続きを行います。



- ※ 上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、ハローワークにお越しのうえ窓口で本登録手続きを行い、マイページを開設する方法もあります。
- ※ 事業所登録済みの場合は、あらためての事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握等をさせていただきます。



新しい求人票で、より詳細な求人情報を提供できるようになります

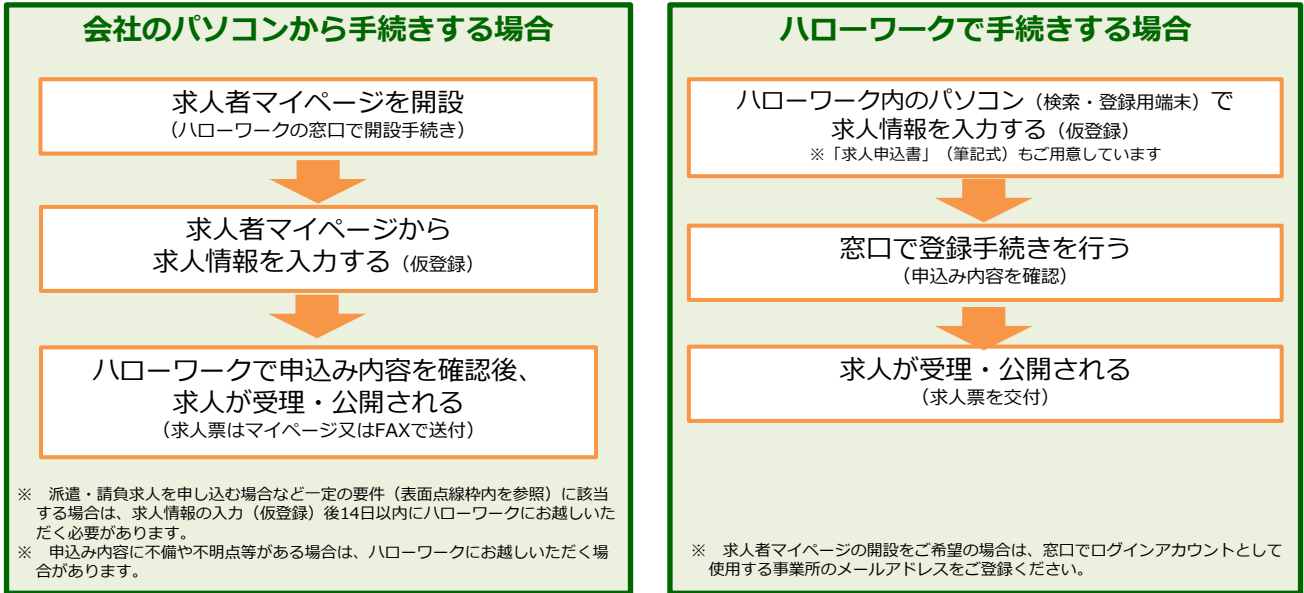
- 求人票の様式が変わり、**掲載する情報量が増え**、求職者に対して**求人情報をより詳細に**伝えることができるようになります。
※ 求人票の様式変更については、リーフレット「2020年1月6日から求人票と公開方法が変わります」「2020年1月6日から求人票が変わります」（その1・その2）」をご覧ください。
- ハローワークインターネットサービスとハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）が一本化され、求人情報の内容や検索方法が同じになります。
 - ・ 求人票に掲載する情報のほか、**事業所の画像情報や「事業所からのメッセージ」などのPR情報も提供できる**ようになります。
※ 画像情報は、「求人者マイページ」から登録する必要があります（表面参照）。
 - ・ **ハローワークインターネットサービスでも、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）と同じ求人情報を提供**できるようになります。
※ これまでは、ハローワークインターネットサービスで公開される求人情報は一部に限定されていましたが、ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）と同じ情報が公開されるようになります。
 - ・ 求人情報がインターネット上で公開されるタイミングが早くなります。
※ ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）とハローワークインターネットサービス上で公開されるタイミングが同じになります。

さまざまな方法で求人を申し込めるようになります

- **会社のパソコンから求人申込み（仮登録）できるようになります。**
※ 会社のパソコンから求人を申し込む（仮登録）場合は、「求人者マイページ」を開設する必要があります（表面参照）。
※ 「求人者マイページ」を開設すると、申込み済みの求人情報データ（2020年1月6日以降に申し込んだ求人に限る）を活用（転用）した求人申込みができるようになります。
- ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で求人情報を入力できるようになります。求人情報の入力（仮登録）後、窓口で本登録の手続きを行います。
※ 「求人申込書」（筆記式）もご用意しています。
※ 窓口で「求人者マイページ」の開設手続きを行うこともできます（表面参照）。

<求人申込み手続きの流れ>

～事業所登録が完了している（求人を申し込んだことがある）場合～



※ ハローワークに求人を申し込んだことがない場合は、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。